

郷楠校友会会則改正(案)

(旧条文)

第5章 会計

(会計年度)

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了するものとする。

(業務委託料の支払い)

第23条 事務処理に関わる業務委託料は、年間契約として(有)ウェルコムユニケーション研究所に支払うものとする。

2. 支払い料金については、相互の調整により決める。

附則

1. 本会則は、平成2年3月15日制定施行する。
1. 平成18年6月4日改正。
1. 本会則は、平成18年6月4日から適用する。
1. 本会則は、平成20年9月1日より改正・適用する。

(改正案条文)

第5章 会計

(会計年度)

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了するものとする。

附則

1. 本会則は、平成2年3月15日制定施行する。
1. 平成18年6月4日改正。
1. 本会則は、平成18年6月4日から適用する。
1. 本会則は、平成20年9月1日より改正・適用する。
1. 本会則は、平成22年9月1日より改正・適用する。